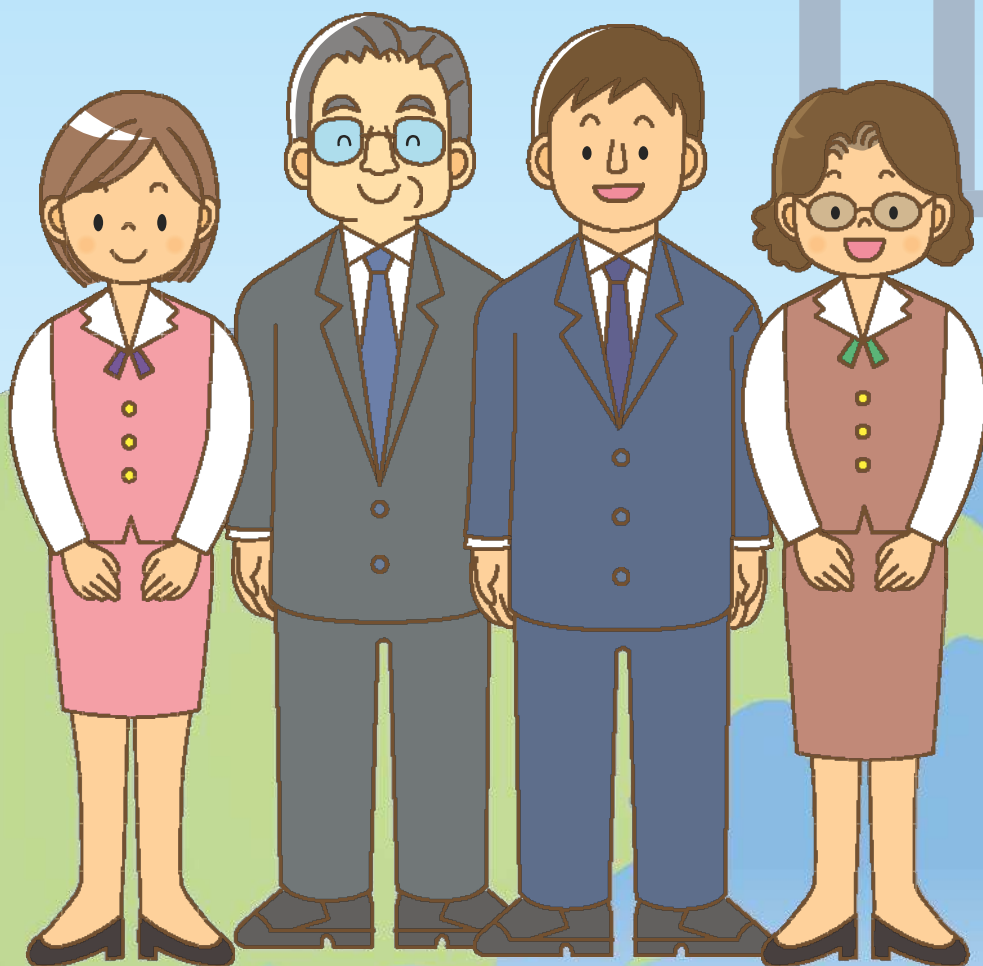


事業系ごみの減量・リサイクル

適正処理ハンドブック

—2021—



はじめに…

東京23区の中でも業務機能が集中する港区では、大小の事業所を合わせるとその数は37,116社(平成28年「経済センサス基礎調査」)となり、事業所(オフィスビル・ホテル・飲食店・商店など)から出るごみが、港区全ごみ量の6割近くと家庭ごみを上回っています。

そのため、港区は、循環型社会の構築による活力ある都心づくりを目指して、事業者との協働により、ごみ減量・リサイクル推進を進めていきます。

本冊子は、特に事業用途に供する床面積1,000m²以上の大規模事業所における、ごみの適正な処理、並びに廃棄物管理責任者を始めとしたビル関係者の役割や取組の進め方などについて説明することで、事業者によるごみ減量・リサイクル推進について、積極的な取組を実施してもらうことを目的としています。

今後とも、かけがえのない地球を子孫に受け継いでいくためにも、環境負荷低減につながる、更なる取組や、環境に配慮した事業活動を行っていただくようお願い申し上げます。



事業系ごみの減量・リサイクル適正処理ハンドブック 目次

第1章 廃棄物の処理、リサイクルについて考えてみましょう

1 事業者の責務	1
2 ごみ減量・リサイクルの取組による好循環メリット	2
3 循環型社会形成推進のための法体系	3
4 排出者責任の強化	4

第2章 事業所から出るごみは適正に処理しましょう

1 廃棄物の分類	5
2 事業所から出るごみの処理方法	7
3 事業系一般廃棄物の処理を委託する場合	8
4 廃棄物管理票(マニフェスト伝票)制度	9

第3章 ごみ減量とリサイクルの取組をはじめましょう

1 港区の事業系ごみの現状と課題	11
2 廃棄物管理責任者の役割	13
3 ごみ減量とリサイクルの具体的な進め方	15
4 港区の立入検査と表彰制度	17
5 優良な取組事例の紹介	18

第4章 事業所から出るごみのリサイクルをすすめましょう

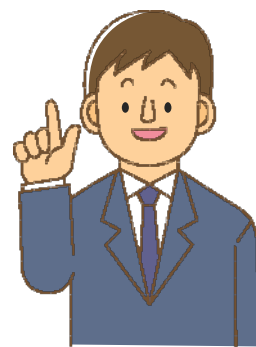
1 R行動推進(ごみ減量のヒント)	19
2 事業所における紙のリサイクル	21
3 飲料容器・食用油・生ごみのリサイクル	24
4 食品リサイクル法について	26

参考資料

● <早わかり>事業系廃棄物等に関するQ&A	27
● 廃棄物管理責任者選任届(記入例)	31
● 再利用計画書(記入例:表・裏面)	32
● ごみ処理・リサイクルフロー図(記入例)	34
● お問い合わせ先一覧	35
● 参考法令等一抜粋	36

第1章

廃棄物の処理、リサイクルについて考えてみましょう



事業者の皆さんは、事業者の責務として、事業系ごみの適正処理と減量推進をしていく必要があります。

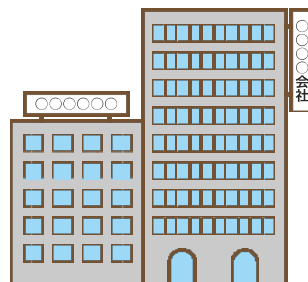
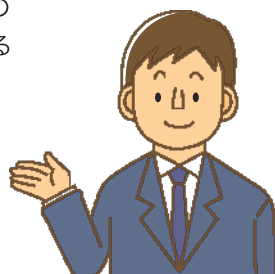
具体的には、日々の事業活動によって生じたすべての廃棄物を事業者自らの責任において、適正に処理しなければなりません。また、リサイクルを促進するなど、ごみの減量に努めなければなりません。

1 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、次のとおり事業者の処理責任等を規定しています。

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をしなければなりません。

適正な処理とは、法令で定められた基準（委託基準、処理基準等）に従って処理することです。従って、自己処理だけでなく、処理施設に手数料を負担して搬入することや、許可業者への委託処理も含まれます。ごみが最終処分されるまで事業者の責任は続きます。



事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、その減量に努めなければなりません。

物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合、その処理が困難になることがないようにするなど、ごみの減量に努めなければなりません。

廃棄物の減量、その他の適正処理の確保などに関して、国や都及び区の施策に協力しなければなりません。

2 ごみ減量・リサイクルの取組による好循環メリット

事業所におけるごみの減量・リサイクルの取組は、事業者を含めて以下のようなメリットが考えられます。SDGsの視点も踏まえ、企業としても、地球の環境問題を考慮しないといけないなか、事業所でのごみ減量・リサイクルの実践とともに、環境負荷低減に配慮した事業活動を心がけていただくようお願いします。

地球環境の保全に寄与します

ごみ減量等の取組を進めることにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次世代へと良い環境を引き継ぐことができます。

企業イメージの向上につながります

事業所としても環境負荷低減につながるごみの減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップやブランドの強化につながります。
*ISO14001の認証取得や、CSR活動として地域との交流や協力をを行う企業も増えています。

コストの削減と効率化が図れます

ごみを出さない工夫、廃棄されるごみとリサイクルできる資源の確実な分別、さらに事務用品などのリユースにも取り組むことで、必要経費の削減や業務の見直しによる効率化が図れます。

税金の有効活用につながります

ごみの処理費用には、貴重な税金が使われています。ごみの排出量を減らすことで、ごみ処理に使われていた税金がほかのことに有効に活用することができます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区民1人あたりコスト	15,364	15,339	15,191
ごみ1kgあたりコスト	74	74	74

※出典元「港区の清掃とリサイクル」

***ISO14001とは？**
国際標準化機構 (ISO) がまとめた環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称です。企業が国際的に認証された規格 (環境意識啓発の貢献、法の遵守、環境改善への行動計画・成果など) に基づいた事業活動に取り組むことで、企業イメージを高め経営の合理化を図ることができます。環境管理・監視システムについて認証機関の審査を受け、審査に通ると認証取得企業として登録されます。

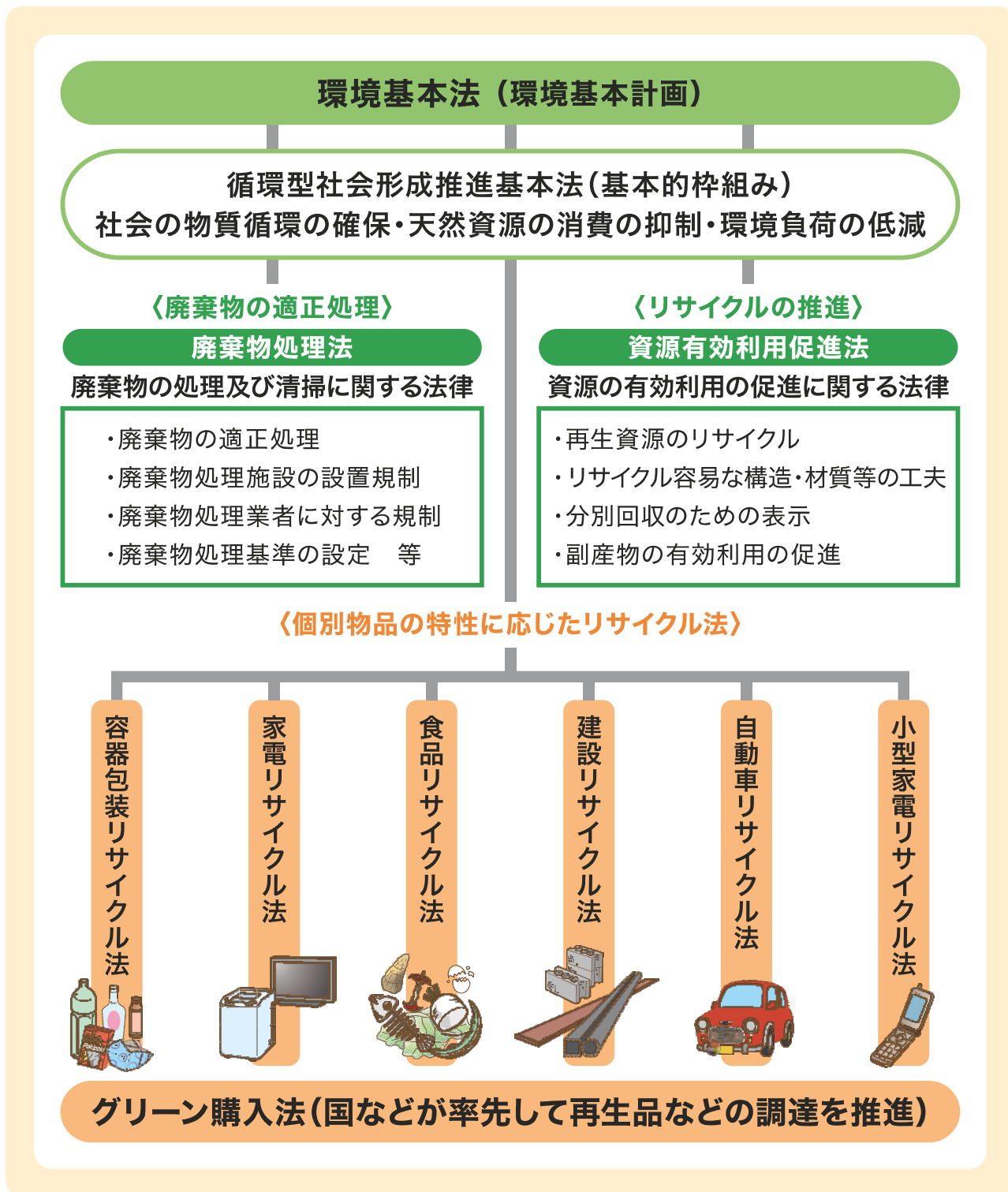
***SDGs (Sustainable Development Goals) とは？**
2015年に国連で開かれたサミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、2030年までに国際社会が共通で取り組む17の目標と169のターゲットからなります。廃棄物を適正に管理・処理し、有効に活用することは、目標12「つくる責任・つかう責任」をはじめ、1、2、7、13、14、15などの目標にも関連します。事業者にとっては、投資を呼び込むためにも、SDGsへの積極的な取組が重要性を増していきます。

3 循環型社会形成推進のための法体系

循環型社会とは、豊かな地球環境を次世代に引き継ぐとともに、持続的発展を遂げていくことのできる社会のことです。

人と環境が調和した循環型社会を実現するためには、行政だけでなく事業者の皆さんが、企業の社会的責任(CSR)として地球環境に優しい行動を起し、積極的な3R-発生抑制・再使用・再生利用(P.19参照)に取り組むことが重要となっています。

※現在整備されている**循環型社会形成の推進のための主な法律**は以下のとおりです。



4 排出者責任の強化

廃棄物処理法では、不適正処理を防ぐため、排出事業者の責任が強化され、基準を守らない廃棄物の処理、不法投棄を行った場合などには、厳しい処分や罰則の対象になります。

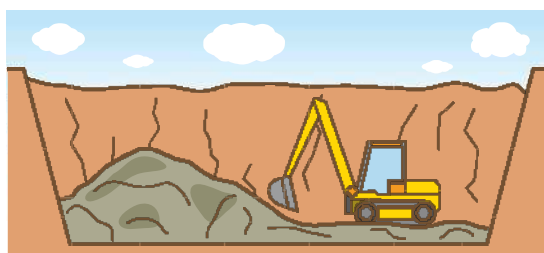
廃棄物処理法の罰則は、不法投棄防止の観点から、他の法律と比較しても大変厳しいものになっています。

廃棄物の処理は委託した業者に任せて終わりではありませんので、ご注意ください。



▶ マニフェスト(廃棄物管理票)制度

排出事業者は、産業廃棄物の処理に際しては、法令によりマニフェストを交付し、返送されたことを確認し、保存することが義務づけられています。さらに最終処分までの確認が努力義務として求められています。(P.10参照)



▶ 措置命令規定

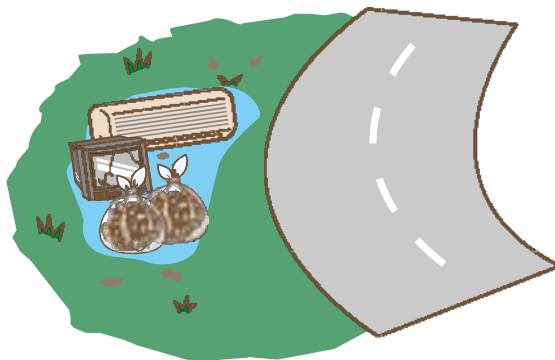
措置命令対象者について関与者や排出事業者が追加されたり、不法投棄された場合だけではなく、そこに至る廃棄物処理基準に違反する

収集・運搬(保管含む)が行われた場合にも、支障の除去またはその発生防止の措置命令の対象になります。

▶ 投棄禁止違反や措置命令違反などに対する罰則の強化

投棄禁止違反に対しては、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科が課せられます。

さらに、不法投棄が法人の業務に関した廃棄物である場合には、当該法人に対して、3億円以下の罰金が重科されることになっています。※実行行為者だけでなく、その法人に対しても罰金刑を課せられる場合があります(法人等両罰規定の適用)。



*措置命令とは?(法律第19条の4、法律第19条の5、法律第19条の6)

処理基準に適合しない不法投棄などの不適正処理により、現に発生した生活環境の保全上の支障が生じたり、又はそのおそれ認められる場合に、都道府県知事等が処分者等(排出事業者、処理業者など)に対し、その支障の除去等の措置の期限を定めて命令することをいいます。

第2章

事業所から出るごみは 適正に処理しましょう

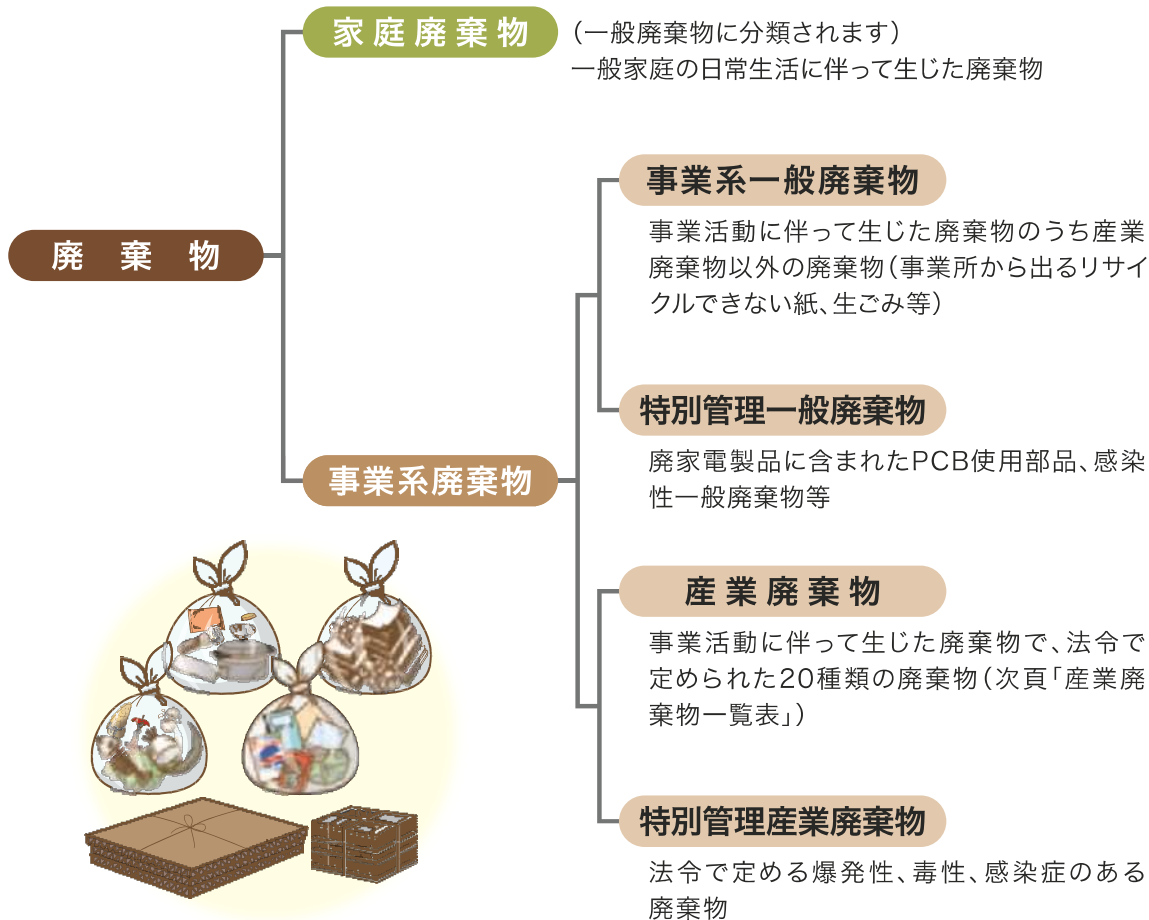


事業所から出るごみは、家庭から出るごみとは違って、法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)において一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、それぞれを事業者自らが適正に処理しなければなりません。

1 廃棄物の分類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、**廃棄物**とは、「ごみ・粗大ごみ・燃え殻・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」をいいます。

また、大きく「家庭廃棄物」と「事業系廃棄物」に分類され、事業系廃棄物とは、店舗・会社・工場・事務所・個人営業等も含めて、事業活動に伴って生じるすべての廃棄物のことをいいます。



〈産業廃棄物一覧表〉

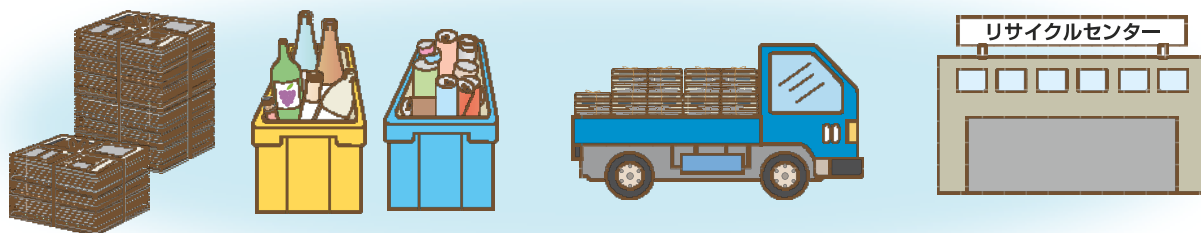
区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰など各種焼却かす
	2 汚泥	排水処理の汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く) 建設汚泥などの各種泥状物
	3 廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	4 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	7 ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムくずは、廃プラスチック類)
	8 金属くず	鉄くず、アルミくず、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどコンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、不良石炭、粉灰かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
業種等が特定されるもの	13 紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生する紙くず
	14 木くず	①建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類 ②貨物の流通のために使用したパレット ※パレットを使用した物品を受け取った場合は、受け取ったところの責任で処理する。
	15 繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工場から発生する天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	20 汚泥のコンクリート固形化物など、1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもの、1～19に該当しないもの	

産廃物処理法第2条
産廃物処理法施行令第2条

2 事業所から出るごみの処理方法

事業活動に伴い発生するごみには、**資源としてリサイクル可能なもの**が多くあります。まず、資源は「古紙・びん・かん・PETボトル」など、種類ごとに分別し、資源として回収業者に引き取ってもらいましょう。

飲食テナントや、社員食堂などから発生する**調理くずや食品の食べ残し**は、自らの施設内で生ごみ処理機を使っての堆肥化や、乾燥させて減量することなども大切な取組のひとつです。



▶ ごみとして処理する方法

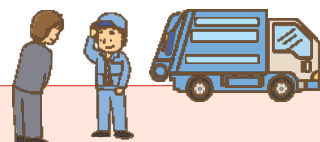
廃棄物の処理は、「収集運搬」行為と「処分」行為に分かれます。これらの行為には、排出事業者の責任に基づいて自ら処理をする方法、許可を持つ処理業者（一般廃棄物収集運搬・処分業者、産業廃棄物収集運搬・処分業者）へ委託する方法があります。

なお、委託処理の場合であっても、委託後の適正処理に関する注意義務や、廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の適切な運用などにより、排出したごみが最終処分されるまで事業者の

責任は続きます。

仮に、委託した処理業者が廃棄物の適正な処理を行わずに「不法投棄」した場合は、排出事業者は法律違反に問われ、懲役や罰金などの罰則を受ける可能性があります。（P.4参照）

※古紙、鉄くず、空きびん類、古繊維について再生利用を目的とした処理をする場合は、資源回収業者に委託することも可能です。



* 専ら物（もっぱらぶつ）とは？

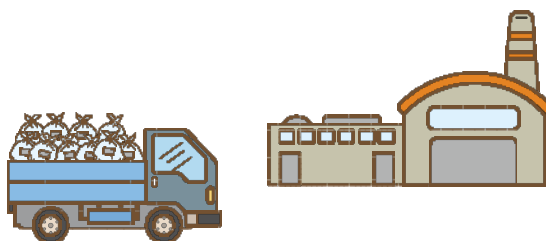
古紙、鉄くず（空き缶含む）、空きびん類、古繊維の4種類は、「専ら物（もっぱらぶつ）」と呼ばれ、専ら物のみの収集運搬、処分を行う業者は、廃棄物処理業の許可が不要となっています。ただし、再生利用を目的とせず、焼却等をする場合には、許可が必要になります。

▶ 事業者自ら清掃工場などに持ち込む場合

処理施設（区の子清掃工場など）の受入基準等のルールに従い、廃棄物を搬入します。

搬入できるごみの種類、寸法、持ち込む際に使用する車両などが規定されています。

詳細は、みなとリサイクル清掃事務所までご連絡ください。




3 事業系一般廃棄物の処理を委託する場合

一般廃棄物の収集運搬業者の許可を持っている業者との間で、**委託契約書**を交わし契約します。その際、事業者の処理責任が明確である契約を締結することが大切です。
なお、契約内容は排出実態にあわせて**定期的に見直し**を行いましょう。

処理を委託する際のポイント!

- 排出場所と搬入処理施設が所在する区市町村の一般廃棄物処理業許可証を提示してもらいましょう。委託するごみの種類、量、作業内容について、許可業者が請け負える許可、設備等を有しているか確認します。無許可業者への委託は法律で禁止されています。
- 適正な処理料金で契約を行いましょう。一般廃棄物処理業者が一般廃棄物の収集運搬並びに処分を行う場合には、区が条例で定める手数料額を超えて処理料金を受けることは法令で禁止されています。
東京23区における一般廃棄物の処理料金の上限は、**1kgあたり40円**(消費税を含む)です(平成29年10月1日付処理料金改定)。定額料金で契約している場合は、排出量と委託料金を照らしあわせてみましょう。



*産業廃棄物の処理を委託する場合は？

産業廃棄物の収集運搬業者は、排出場所である「東京都」と、「搬入処理施設が所在する都道府県等」の産業廃棄物収集運搬業の許可証が交付されています。産業廃棄物の処分業者は、「搬入処理施設が所在する都道府県等」の産業廃棄物処分業の許可証が交付されています。

許可証から委託するごみの種類、量、作業内容について、許可業者が請け負える許可、設備などを有しているかを確認してください。

産業廃棄物については、“処理料金に関する制限”はありません。

また、産業廃棄物の処理を委託するためには、“収集運搬用”と“処分用”の2通りの委託契約書を作成して契約する必要があります(収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に、収集運搬から処分までの委託をする場合は1つの契約書でもよい)。

※尚、「法律施行令及び施行規則」により、委託契約書の“記載事項及び添付書類”が定められています。モデル契約書、委託基準などの詳細については、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

(P.35又は東京都環境局ホームページ>廃棄物と資源循環 参照)

4 廃棄物管理票(マニフェスト伝票)制度

廃棄物の収集運搬から処分されるまで、排出事業者が責任を持つといっても、常に廃棄物の行方を監視することは現実的に困難です。

そこで、廃棄物処理法では、廃棄物の行方を確認する代替手段として、排出事業者が**マニフェスト管理**を義務づけています。

マニフェスト管理は、排出事業者が廃棄物を許可業者に委託した際に、廃棄物品目や委託した量などを記載した複写伝票形式の**マニフェスト伝票(廃棄物管理票)**を発行することから始まります。

最初に収集運搬業者へ渡されたマニフェスト伝票(A票以外)は、「廃棄物を管理するための伝票」として使用され、処理が終わるまで廃棄物と行動をとります。そして、委託した廃棄物の処理が

終わった後、マニフェストはその通知として排出事業者へ返ってきます。これによって、排出事業者は、自分たちが委託した廃棄物が「どこに運ばれ」「どのように処分されたか」が分かるようになっていきます。

マニフェスト伝票制度とは、**委託後の収集運搬、中間処理、最終処分の終了を管理する**制度です。



▶ 一般廃棄物管理票(マニフェスト伝票)

- 特別区では、事業系一般廃棄物について、
- ① 1日平均100kg(月平均3t)以上排出する場合
 - ② 事業系一般廃棄物を**臨時**に排出する場合

上記の場合、**区条例**により、一般廃棄物マニフェスト伝票の交付・管理が義務付けられています。

なお、新規で①に該当する場合には、みなとりサイクル清掃事務所に届出が必要となります。

マニフェスト伝票が戻り、委託した一般廃棄物の処理が適正に行われたことを記載内容から確認したうえで、**5年間保存**しなければなりません。



▶ 一般廃棄物マニフェスト伝票の購入について

販売は、1箱100部単位になります。(P.35参照)

▶ 産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)

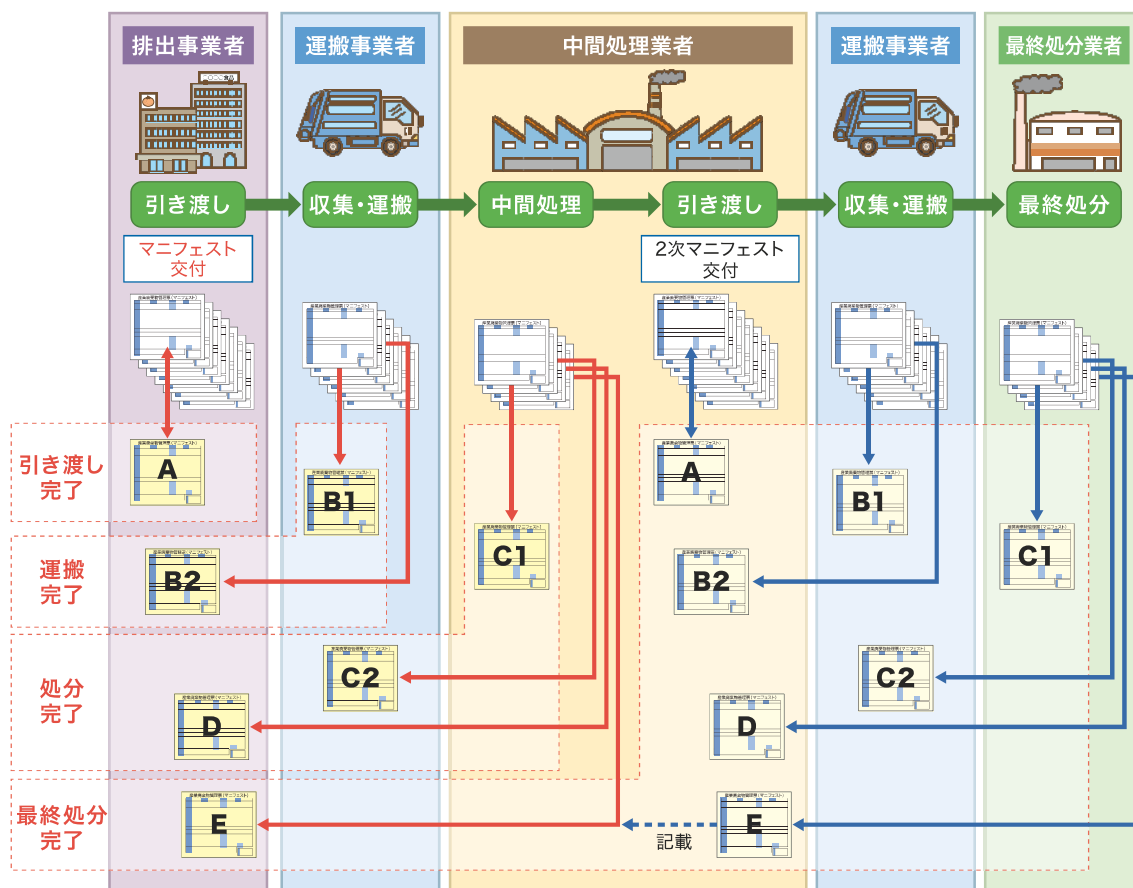
産業廃棄物を排出する事業者は、**法令により**、排出量に係らず、種類ごと、処分先ごとに産業廃棄物マニフェスト伝票を交付しなければなりません。

マニフェスト伝票が戻り、委託した産業廃棄物の処理が適正に行われたことを記載内容から確認したうえで、**5年間保存**しなければなりません。

マニフェスト伝票を**適正に交付しない場合には、排出事業者も処罰**されることがあります。
(※1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



▶ 産業廃棄物マニフェスト伝票の流れ



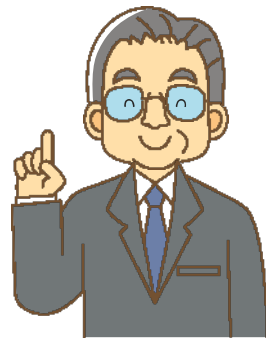
※詳しくは、東京都産業廃棄物対策課にお問合せ下さい。(P.35参照)

▶ 産業廃棄物マニフェスト伝票の購入について

販売は、1箱100部単位になります。(P.35参照)

第3章

ごみ減量とリサイクルの 取組をはじめましょう

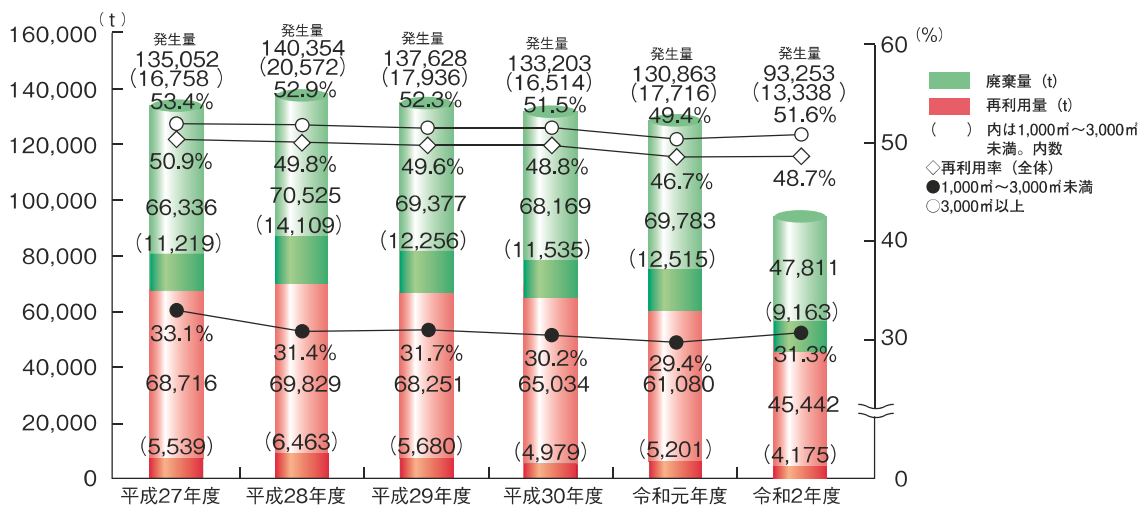


東京23区のごみの最終処分場である埋立処分場で処理できるごみの量は限られています。事業用大規模建築物の所有者の皆さんには、法令に基づき、循環型社会の形成を目指し、ごみを減量していく責務があります。

ごみの発生量が多く見込まれる事業用大規模建築物には、廃棄物管理責任者の選任が義務づけられています。廃棄物管理責任者を中心にごみの減量と適正処理にご協力をお願いします。

1 港区の事業系ごみの現状と課題

東京23区の中でもオフィスビル等による業務機能の集中が著しい港区では、区内で排出されるごみ量の約6割を事業系ごみが占めています。港区のごみ問題を考えるとき、事業者のごみ減量の取組が大きな鍵となっております。



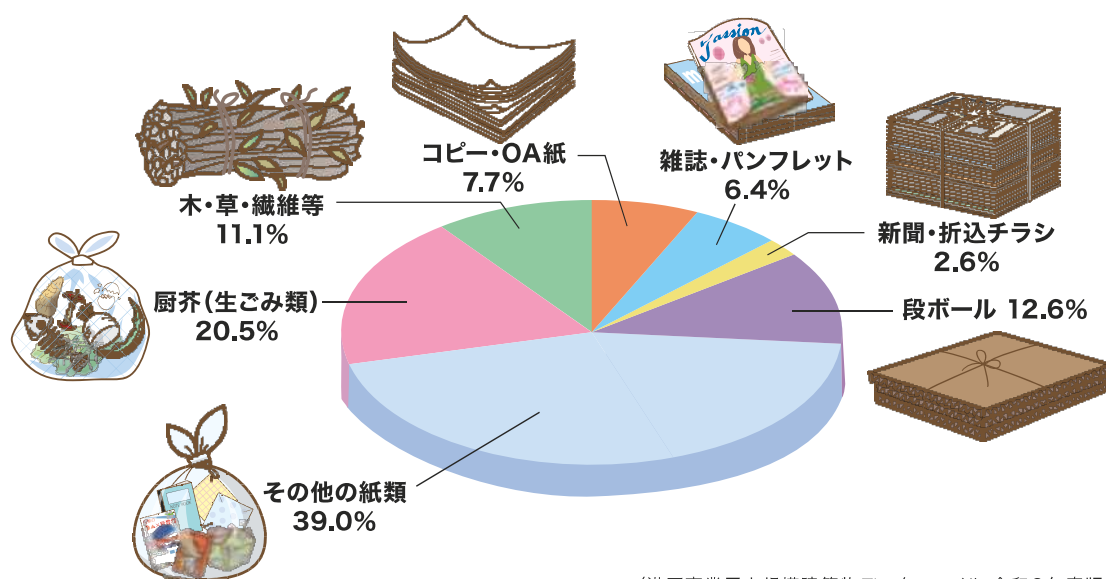
〈港区事業用大規模建築物データファイル 令和3年度版より〉

令和2年度の資源・ごみの総排出量は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテレワークの推進等により減少し、再利用率はやや上昇しました。

引き続き、発生量の抑制に努めるとともに、リサイクルの進んでいないごみの種類のリサイクルに取り組み、再利用率を上げていくことが課題です。



▶ 事業用大規模建築物(3,000m²以上)の種類別発生量構成比(一般廃棄物)



〈港区事業用大規模建築物データファイル 令和3年度版より〉

建築物の用途によるだけでなく、建物の規模やテナントの状況、店舗/事務所の構成比等、建物それぞれに違いがあります。建物から出る

ごみの種類、量、保管場所の広さ等の実態に応じたごみ減量・リサイクルの仕組みづくりが求められています。

▶ 東京23区の埋立処分場の現状

東京23区から排出されたごみは、資源となるものを除き、燃やすごみや燃やさないごみなどを焼却・破碎などの中間処理をした後に、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場(江東区青海3丁目地先)で最終処分(埋立処分)しています。

現在、埋立をしている処分場の新海面処分場は、23区で使える最後の処分場であり、ここ以外に埋立できる場所はありません。

最終処分場を1日でも長く使用していくために、一人ひとりがごみの減量に取り組んでいくことが大切です。



東京都環境局©

2 廃棄物管理責任者の役割

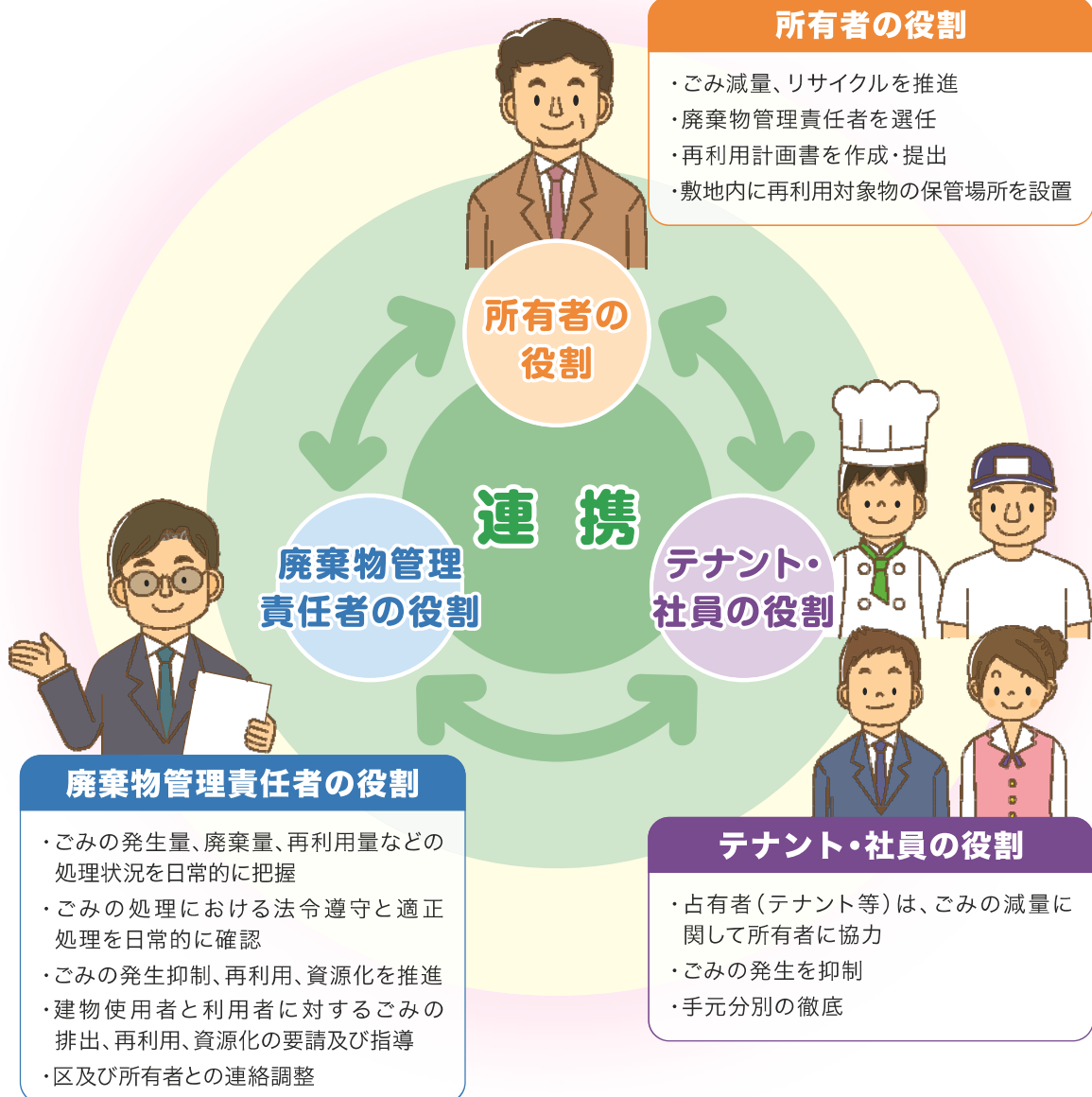
事業用大規模建築物の所有者が選任する**廃棄物管理責任者**は、日常的に発生する事業系ごみの減量とリサイクルを進めていくリーダー的存在です。

しかしながら廃棄物管理責任者としてすべてを一人で進めることはできません。建物全体での一体的な取組が実施できる体制をつくることも重要となります。

それぞれの役割(関係者との協力と連携)

ごみの減量、リサイクルを推進するには、事業活動に携わる皆さんがそれぞれの立場で関わっていくことが大切です。建物の所有者や廃棄物管理責任者だけでなく、実際にごみを出す

テナント、社員、施設の利用者の協力と連携が必要となり、組織をあげて取り組むことで、より一層の効果があります。

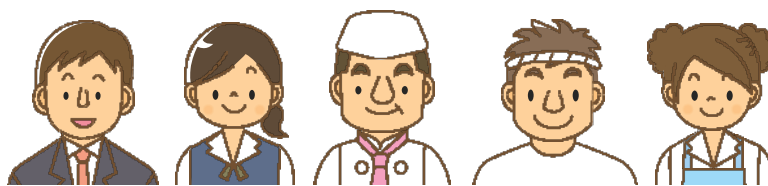
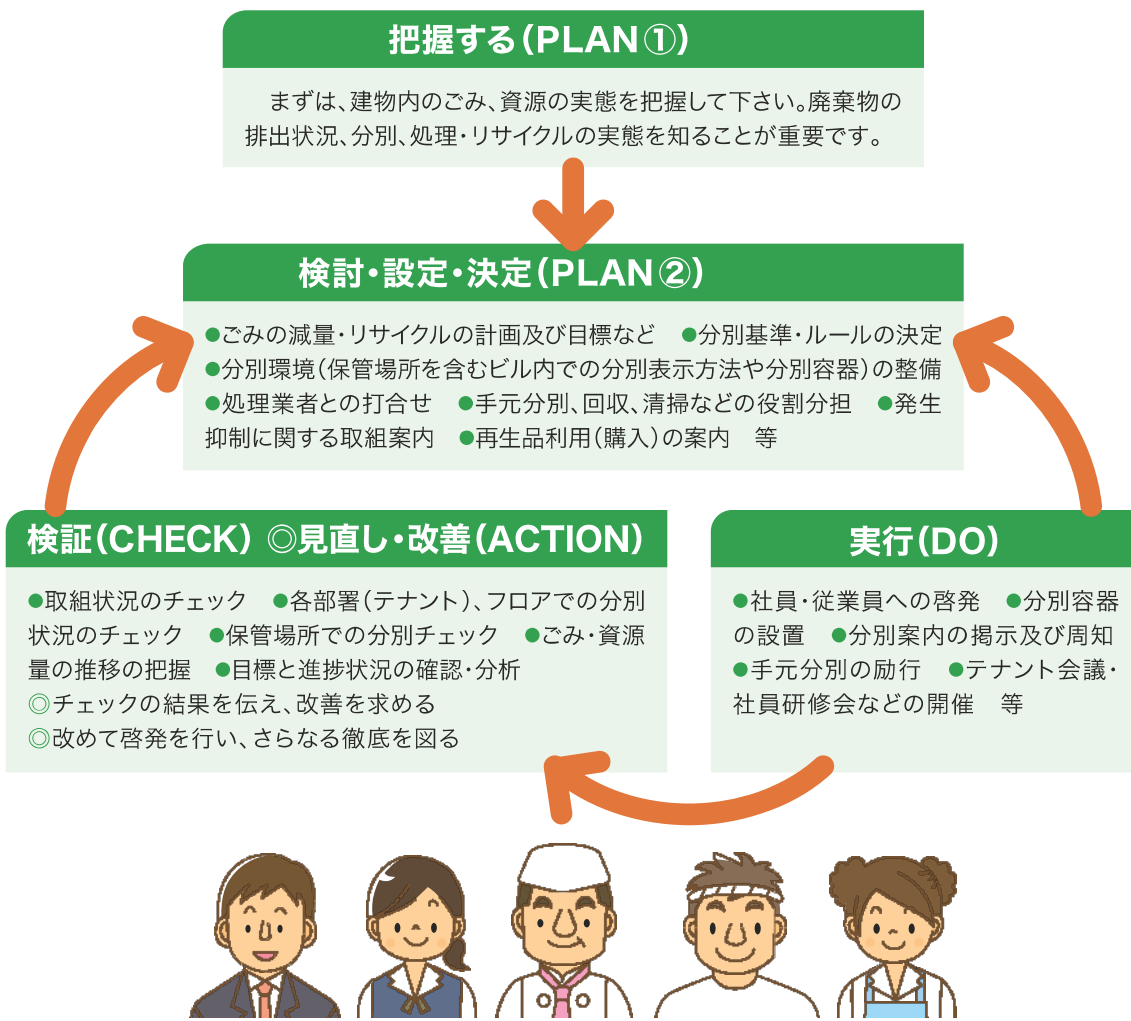


▶ごみ減量システムの推進体制

ごみの減量、適正処理及びリサイクルを推進するためには、ごみの発生状況と処理・リサイクルの実態を把握することが大切です。また、ごみの分別区分、排出・保管場所などに関するルールやマニュアルを定め、テナントや従業員などに周

知徹底を図ることが必要です。

各部署・テナントごとに担当者(例:リサイクル推進委員)を選任し、建物全体での一体的な取組が実施できる体制を整備することが重要です。



*廃棄物管理責任者の講習会とは？

港区の講習を受けたことがない、新任の廃棄物管理責任者の方を対象に、ごみの減量に関する基本的知識を習得し、事業者自身の取組が円滑に推進できるように、**廃棄物管理責任者講習会**を実施しています。

令和3年度からは、港区ホームページ上での、オンラインによる廃棄物管理責任者講習を行っていますので、受講対象(事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物)の廃棄物管理責任者に選任された場合には、講習の受講をお願いいたします。講習受講の確認後、修了証を交付します。

なお、受講対象外(事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡未満)の方についても、講習の受講は可能です。



3 ごみ減量とリサイクルの具体的な進め方

事業所で発生するごみの種類は、事業内容によって多種多様であり、ごみの量も事業規模によって異なります。ごみの減量を進めるためには、それぞれの事業所に合った効果的で効率的なシステムをつくる必要があります。

廃棄物管理責任者を中心に「把握→検討・設定・決定→実行→検証→(再)検討→見直し・改善→検証→…」試行錯誤の上ごみ減量の仕組みづくりを確立してください。

▶ 1. 把握する (PLAN①) : 建物内のごみの実態等を把握

ごみの種類、分別、保管、処理の実態を知ることが重要です。ごみ量の把握は、減量計画の策定や減量効果を確認するために、とても大切なことです。

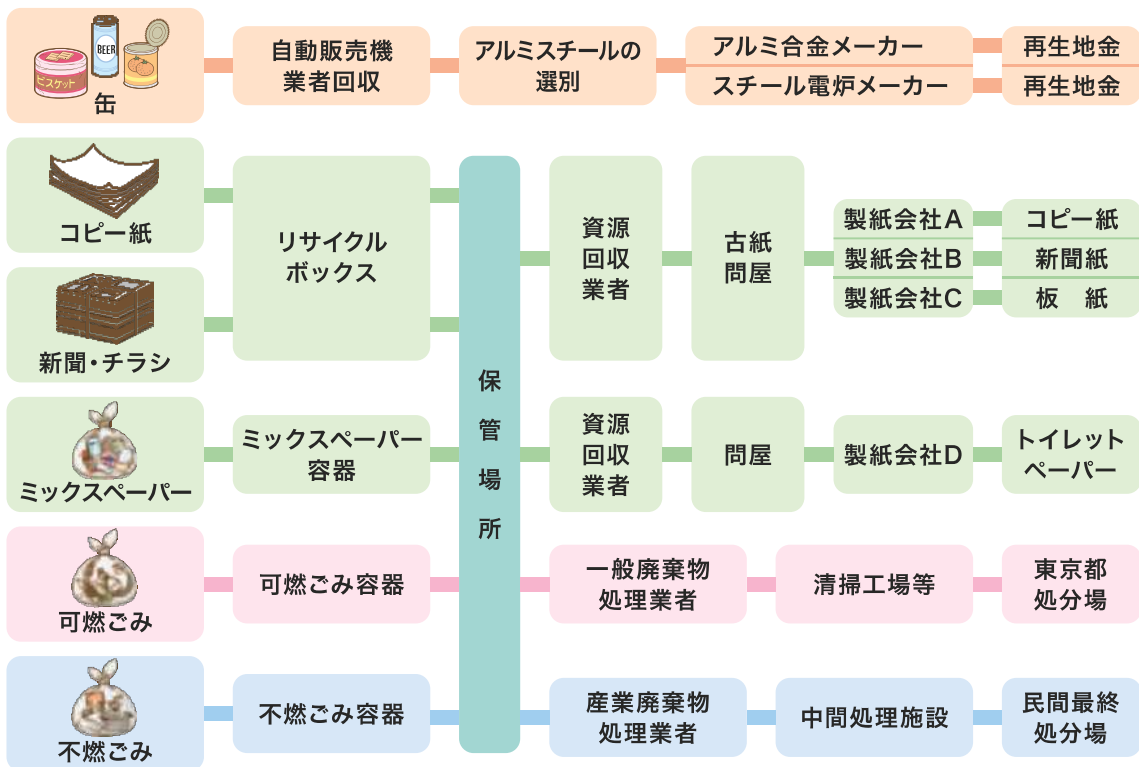
また、ごみの排出量は、委託料金を支払う根拠にもなるため、処理業者に任せることなく、自ら計量するなどにより、排出量を把握してください。



▶ 2. 検討する (PLAN②) : ごみの減量に向けた検討

実態把握の結果に基づき、ごみの種類ごとに発生抑制や、リサイクルの可否の検討を行います。その際、リサイクルルートの確保はもちろん、効果的な区分、排出、保管場所、表示方法などのルールも併せて検討することが必要です。

下の図は、建物から出される主な資源やごみのフロー図の一例です。分別した結果、ごみや資源がどのようなルートをたどり、生まれ変わるかを確認することで、啓発資料としても活用できます。



3. 設定・実行する(DO):数値目標と3Rのルール設定

検討した結果に基づいて、具体的に取組内容を定めていきます。ごみの発生抑制、再使用、リサイクルを進めていくためには、実現可能な数値目標を策定することが大切です。

目標策定の段階から、所有者・テナント・社員・清掃作業員などの意見を取り入れ、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルを目指す具体的な行動につなげていきましょう。

リサイクルのルール設定にあたっては、分別容器を設置し、廃棄物保管場所での分別保管できる環境の整備が必要です。ごみの種類ごとに分別容器や保管場所を区分し、明確化することが有効です。ごみの名称、注意事項及びリサイクルの仕方などを明記したプレートやポスターを分別コーナーや保管場所に掲示します。

分別容器の種類及びチラシ表示(例)



保管場所の表示(例)



4. 実行・検証(CHECK)・改善(ACTION)する: 目標実現へ具体的な取組の推進

事業所の一人ひとりがごみの減量・リサイクルについての意識を持ち、行動することが重要となります。取組にあたっては、社員やテナントの従業員などへの啓発及び指導を継続的に行っていくことが大切です。関係者への分別マニュアルの配布や、社内研修、社内報、掲示板を活用するのも有効な手段になります。

そのため、発生抑制や分別のルールが守られているか、定期的に点検・検証し、適切な指導等により改善につなげてください。

効果が見られなかった取組については、問題点を整理・分析した上で、改めて啓発を行い、減

量・リサイクルを進めていきましょう。

この定期的な点検・検証が、「(再)設定する」につながり、**実践行動のループ**が続いていきます。



4 港区の立入検査と表彰制度

港区では、事業系ごみの適正処理と減量や資源化の取組状況について、事業者を訪問し、必要な助言・指導を行っています。

▶ 立入検査と助言・指導

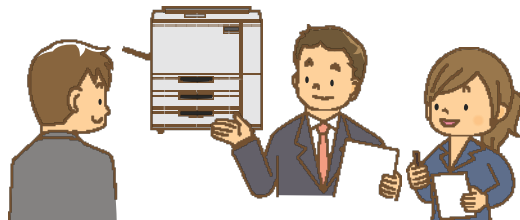
区長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。(港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例:第69条)

具体的には、区の職員が事業用大規模建築物を訪問し、提出された「再利用計画書」に基づいた発生量・再利用量・廃棄量の実態、「処理委託契約書」や「マニフェスト伝票」などの帳簿書類の整備状況、ごみの分別・保管状況を確認しています。

また、検査を実施した事業者については、検査票を渡し、今後の取組に役立てていただ

ています。

検査の際にはご協力をお願いいたします。



▶ 港区ごみ減量優良事業者等表彰制度

港区では、事業系ごみの減量とリサイクルの一層の推進を図るために、平成21年に「**港区ごみ減量優良事業者等表彰制度**」を創設しました。模範的で優れた取組により高いリサイクル率を達成するなどの顕著な実績を上げている事業者を表彰し、受賞者や取組を紹介するためのパンフレットを作成するほか、区ホームページなどで広く周知しています。



* 表彰制度の選定基準は？

選定基準は、下記の項目に該当しているものを対象としています。

- ① 廃棄物収集運搬経費がミックスパーパーを含めて単価契約(kg単価×発生量)である。
- ② 紙ごみ減量のため、ミックスパーパーリサイクルを行っている。
- ③ 分別表示が見やすく、分りやすい。
- ④ 社員、テナントの分別意識が高く、手元分別の仕組みができています。
- ⑤ 実量測定等により排出量を把握し、適正管理に努めている。
- ⑥ 独自の優れた取組